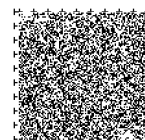


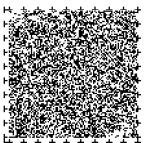
第6期野田市障がい福祉計画

第2期野田市障がい児福祉計画

令和3年3月
野田市

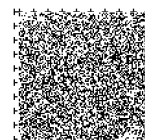
目の不自由な方のための音声
コードを添付しています。
端の半円形の切り欠きは、音声
コードの位置を示しています。





目次

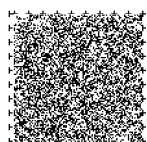
1	計画の策定に当たって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け・他の計画との関係	1
(3)	計画の期間	2
(4)	計画の基本理念	2
2	第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における進捗状況	4
(1)	指定障害福祉サービス及び指定相談支援	4
(2)	地域生活支援事業	7
(3)	障がい児を対象としたサービス	9
(4)	令和2年3月31日現在の手帳所持者数	11
3	令和5年度までに達成すべき目標	13
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
(2)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	14
(3)	福祉施設から一般就労への移行等	15
(4)	障がい児支援の提供体制の整備等	16



- (5) 相談支援体制の充実・強化等 18
- (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 18

4 障害福祉サービス等の見込み 19

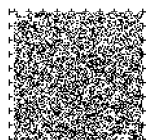
- (1) 指定障害福祉サービス 19
 - ア 訪問系サービス 19
 - イ 日中活動系サービス 21
 - ウ 居住系サービス 24
- (2) 指定相談支援 26
 - ア 計画相談支援 26
 - イ 地域相談支援 27
- (3) 地域生活支援事業 27
 - ア 理解促進研修・啓発事業 27
 - イ 自発的活動支援事業 28
 - ウ 相談支援事業 28
 - エ 成年後見制度利用支援事業 29
 - オ 成年後見制度法人後見支援事業 30
 - カ 意思疎通支援事業 30

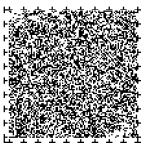


キ	日常生活用具給付等事業	31
ク	手話奉仕員養成研修事業	32
ケ	移動支援事業	32
コ	地域活動支援センター	32
サ	その他の事業	34
(4)	発達障がい者等に対する支援	35
(5)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
(6)	相談支援体制の充実・強化のための取組	37
(7)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	38
(8)	障がい児支援（第2期野田市障がい児福祉計画）	39

5 計画の推進に向けて **41**

(1)	地域ネットワークの構築	41
(2)	計画の達成状況の点検及び評価の方法	41





1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

野田市障がい福祉計画及び野田市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がいのある人」という。）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がいのある人の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け・他の計画との関係

ア 位置付け

野田市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

野田市障がい児福祉計画は、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとされた計画です。

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定により一体のものとして作成できるものとされています。

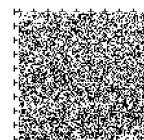
なお、持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

本計画における基本理念、達成すべき目標を推進することが、SDGs の目標へとつながっていきます。

イ 他計画との関係

本計画は、本市の障がい施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとし、

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとし、

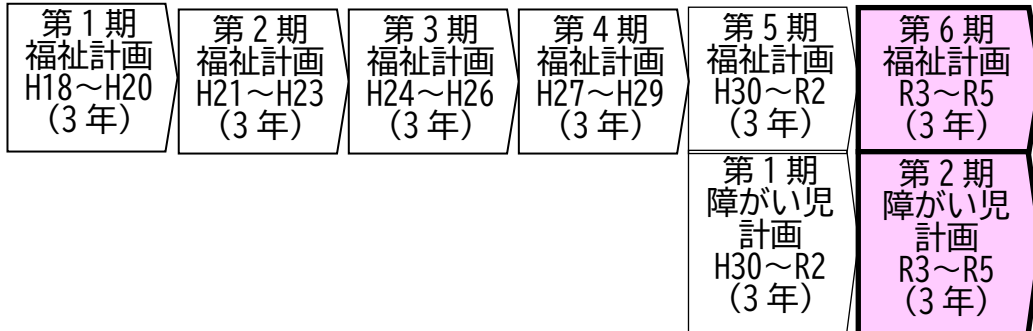


(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】



(4) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築
「元気で明るい家庭を築ける野田市」を目指して

本計画の基本理念は、第3次野田市障がい者基本計画と共通の理念とします。

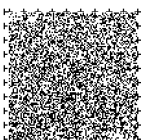
この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

ア 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

イ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人（発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。



ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。

エ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

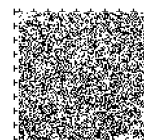
カ 障がい福祉人材の確保

障がいの重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために必要な人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の積極的な周知・広報等に取り組みます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に取り組みます。

キ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を推進します。



2 第5期計画における進捗状況

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

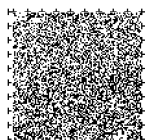
ア 訪問系サービス

見込量及び実績 (上段が見込量、下段が実績)

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度
居宅介護	時間/月	2,549	2,664	2,864
重度訪問介護		2,037	1,783	2,272
同行援護	実人数/月	177	187	208
行動援護		153	142	173
重度障害者等包括支援				

※実績は、30年度、元年度は3月時点、2年度は3月時点の見込みを表しています。(以下、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び障がい児を対象としたサービスについては同じ。)

30年度、元年度において、利用時間及び利用人数とも計画値には達しませんでした。今後も地域移行が進む中で在宅生活を支えるこれらのサービス基盤の一層の拡充と整備が必要となることから、これらを課題として、今後も相談支援事業所と連携し、障がい者の在宅での生活が充実したものになるように努めます。

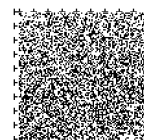


イ 日中活動系サービス

見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度
生活介護	延人数／月	5,709	5,896	6,056
		5,483	5,612	5,874
	実人数／月	306	316	326
		301	301	317
自立訓練（機能訓練）	延人数／月	30	30	30
		0	21	9
	実人数／月	1	1	1
		0	1	1
自立訓練（生活訓練）	延人数／月	104	99	88
		136	169	139
	実人数／月	7	6	5
		8	10	7
就労移行支援	延人数／月	469	481	506
		772	738	723
	実人数／月	31	33	36
		42	42	42
就労継続支援（A型）	延人数／月	1,428	1,694	1,972
		1,268	1,441	1,785
	実人数／月	82	96	112
		70	82	102
就労継続支援（B型）	延人数／月	1,642	1,717	1,963
		1,494	2,202	1,944
	実人数／月	101	105	120
		96	128	120
就労定着支援	実人数／月	5	10	15
		3	4	6
療養介護	実人数／月	17	19	20
		12	13	15
短期入所	延人数／月	359	367	384
		421	303	357
	実人数／月	58	62	66
		56	27	55

30年度、元年度において、生活介護、就労継続支援（A型）、就労定着支援及び療



養介護は利用延人数及び利用実人数ともに見込量に達しませんでした。自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（B型）及び短期入所については、利用延人数又は利用実人数のいずれかが見込量に達しませんでした。就労移行支援は、利用延人数、利用実人数とも見込量を上回りました。

療養介護は、元年度において、柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に5人、その他の療養介護事業所に8人、計13人が利用しました。

ウ 居住系サービス

見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度
自立生活援助	実人数／月	5	10	15
		0	0	0
共同生活援助	実人数／月	131	140	152
		123	140	155
施設入所支援	実人数／月	90	88	87
		89	90	86

30年度、元年度において、共同生活援助は、実績値は見込量を上回りました。また、自立生活援助は見込量に達しませんでした。

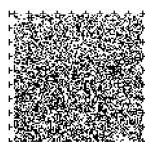
施設入所支援は、30年度は見込量に達しませんでした。元年度は見込量を上回りました。

エ 指定相談支援

見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度
計画相談支援	実人数／月	170	179	207
		108	131	172
地域移行支援	実人数／月	1	1	1
		0	0	0
地域定着支援	実人数／月	1	1	2
		0	0	0

30年度、元年度の計画相談支援の実績値は、見込量に達しませんでした。また、地域移行支援及び地域定着支援については、実績がありませんでした。



(2) 地域生活支援事業

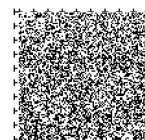
ア 必須事業

見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名	30年度		元年度		2年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
ア 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施
イ 自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
ウ 相談支援事業					
①相談支援事業					
1 障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
2 地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施
②相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施
エ 成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
オ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
カ 意思疎通支援事業					
①意思疎通支援者派遣事業	920件	556件	968件	508件	1,018件
②意思疎通支援者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人
キ 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	8件	6件	8件	3件	8件
②自立生活支援用具	21件	25件	21件	20件	21件
③在宅療養等支援用具	17件	19件	17件	18件	17件
④情報・意思疎通支援用具	23件	18件	23件	25件	23件
⑤排泄管理支援用具	3,209件	2,889件	3,347件	3,031件	3,489件
⑥居宅生活動作補助用具	3件	0件	3件	1件	3件
ク 手話奉仕員養成研修事業	14人	9人	14人	20人	14人
ケ 移動支援事業	12,234時間 115人	15,030時間 133人	12,234時間 115人	16,130時間 128人	12,234時間 115人
コ 地域活動支援センター					
①野田市利用分	5か所 180人	4か所 140人	5か所 180人	5か所 165人	5か所 180人
②他市町村利用分	4か所 15人	3か所 11人	4か所 15人	3か所 11人	4か所 15人

相談支援事業は、各事業とも見込量どおりの実績となりました。

意思疎通支援事業は、意思疎通支援者設置事業は見込量どおりの実績となりましたが、意思疎通支援者派遣事業は見込量に達しませんでした。



日常生活用具給付等事業は、各事業とも見込量に達しませんでした。

移動支援事業は、見込量を上回る実績となりました。

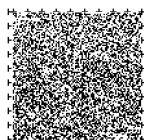
地域活動支援センターは、野田市利用分、他市町村利用分ともに、施設数及び利用人員ともに見込量に達しませんでした。

イ その他の事業

見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名		30年度		元年度		2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	
①	訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	実施	実施	
②	生活訓練等事業	実施	実施	実施	実施	実施	
③	日中一時 支援事業	障がい者	4,799回	5,772回	4,799回	5,037回	4,799回
			97人	113人	97人	107人	97人
	障がい児	5,002回	5,556回	5,002回	4,427回	5,002回	
		61人	59人	61人	65人	61人	
④	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施	実施	実施	
⑤	点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	
⑥	要約筆記者養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	
⑦	自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施	実施	実施	

令和元年度の日中一時支援事業（障がい児）が見込量に達していませんが、その他の事業は、見込量どおりの実績となりました。



(3) 障がい児を対象としたサービス

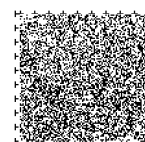
見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名	単位	30年度	元年度	2年度
障害児相談支援	実人数/月	104	123	141
		73	89	126
児童発達支援	延人数/月	1,044	1,173	1,298
		1,407	1,286	1,563
	実人数/月	93	102	113
		147	156	168
医療型児童発達支援	延人数/月	20	30	40
		0	0	0
	実人数/月	2	3	4
		0	0	0
放課後等デイサービス	延人数/月	3,079	3,569	4,035
		2,913	2,946	3,885
	実人数/月	260	299	338
		237	236	306
保育所等訪問支援	延人数/月	5	5	7
		4	12	8
	実人数/月	4	5	6
		3	8	7
居宅訪問型児童発達支援	延人数/月	20	30	40
		0	0	0
	実人数/月	2	3	4
		0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数/月	1	1	1
		0	0	0

医療型児童発達支援は、28年度に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、29年度以降の実績がなくなりました。

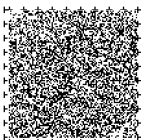
児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所の増加や制度の周知により利用は増加しておりますが、延人数、実人数とも見込量には達しませんでした。放課後等デイサービスについては事業所数が増加しており、相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、適切な療育が提供されるように努めます。

保育所等訪問支援は、延人数、実人数とも見込量に達していませんが、引き続き利用の把握に努めながら、利用の促進に努めます。



居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から開始したサービスですが、市内に事業所がなく、市外の事業所への利用もないことから、実績はありませんでした。

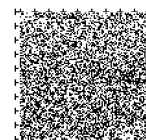
障害児相談支援は、利用は増加しておりますが延人数、実人数ともに見込み量に達しませんでした。



(4) 令和2年3月31日現在の手帳所持者数

ア 身体障害者手帳 (単位：人)

障がい別・区分	程度	計	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	3	1	0	0	1	1	0
	18歳以上	309	89	103	22	23	57	15
	計	312	90	103	22	24	58	15
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	19	0	6	3	2	0	8
	18歳以上	386	20	105	37	94	3	127
	計	405	20	111	40	96	3	135
音声・言語そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	85	3	9	44	29	0	0
	計	85	3	9	44	29	0	0
肢体不自由	18歳未満	59	34	7	7	4	5	2
	18歳以上	2,684	487	562	510	780	210	135
	計	2,743	521	569	517	784	215	137
内部障がい	18歳未満	18	13	1	1	3	0	0
	18歳以上	1,700	1,121	26	194	359	0	0
	計	1,718	1,134	27	195	362	0	0
心 臓	18歳未満	8	5	1	1	1	0	0
	18歳以上	842	650	5	94	93	0	0
	計	850	655	6	95	94	0	0
呼 吸 器	18歳未満	4	3	0	0	1	0	0
	18歳以上	95	24	3	60	8	0	0
	計	99	27	3	60	9	0	0
じ ん 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	451	430	0	17	4	0	0
	計	453	432	0	17	4	0	0
ぼうこう又は直腸	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0
	18歳以上	262	0	1	16	245	0	0
	計	263	1	1	16	245	0	0
小 腸	18歳未満	1	0	0	0	1	0	0
	18歳以上	5	0	1	1	3	0	0
	計	6	0	1	1	4	0	0
免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	36	14	12	6	4	0	0
	計	36	14	12	6	4	0	0
肝 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	9	3	4	0	2	0	0
	計	11	5	4	0	2	0	0
合 計	18歳未満	99	48	14	11	10	6	10
	18歳以上	5,164	1,720	805	807	1,285	270	277
	計	5,263	1,768	819	818	1,295	276	287

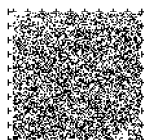


イ 療育手帳（単位：人）

合 計	知的障がい者				知的障がい児			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,431	419	315	318	1,052	102	72	205	379

ウ 精神障害者保健福祉手帳（単位：人）

合 計	1 級	2 級	3 級
1,341	236	776	329



3 令和5年度までに達成すべき目標

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 目標の設定

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

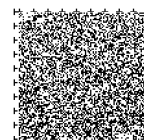
国の基本指針を踏まえて、本市の施設から地域生活への移行の目標値は、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれるため、令和元年度末時点の本市の施設入所者数である90人の6%に当たる6人に令和2年度までの未達成割合に当たる10人を加えた16人を令和5年度末における地域生活への移行者数として設定します。

また、令和5年度末の施設入所者数は、地域生活への移行が自立支援の重要な課題であることから令和元年度末時点の施設入所者の1.6%である2人を削減することを目指します。

項目	目標値	考え方
令和5年度までの地域生活移行者数	16人	令和元年度末時点における施設入所者数(90人)の6%(6人)に第5期計画の未達成割合(10人)を加えた値とします。
令和5年度までの施設入所者削減数	2人	令和元年度末時点における施設入所者数(90人)の1.6%とします。

イ 達成に向けた取組

地域生活への移行の推進を図るためには、自立訓練事業等の利用や地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県



と連携して、グループホーム等の質及び量の充実を図るとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の地域生活への移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がいのある人への理解の普及、啓発に努めます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

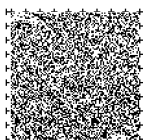
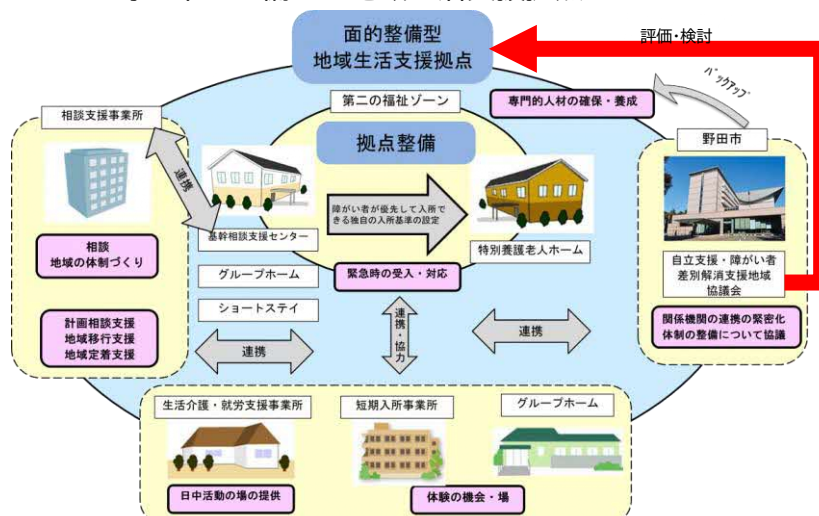
ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、野田市では令和2年度に野田市船形地先のグループホーム及び短期入所施設、当該施設に併設する障がい者基幹相談支援センターの開設をもって地域生活支援拠点の面的整備を完了しました。

令和5年度末までの間、地域生活支援拠点の機能の充実のため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として、令和2年度に設置した野田市地域生活支援拠点等運営会議において、年1回以上運用状況の検証及び検討に取り組みます。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	年1回以上	地域生活支援拠点の機能の充実

野田市が整備した地域生活支援拠点のイメージ



イ 達成に向けた取組

地域生活支援拠点の機能の充実に向けて自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（専門部会：野田市地域生活支援拠点等運営会議）において、評価検討を実施しつつ関係機関と連携しながら検討します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者数が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

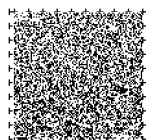
なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障がい福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標値を設定します。

国の基本指針を踏まえて、就労移行支援事業からの一般就労移行者数については、令和元年度の移行実績14人の1.3倍以上に当たる19人に令和2年度までの未達成割合に当たる9人を加えた28人を目標値として設定します。就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数については、令和元年度の移行実績の移行実績7人の1.26倍以上に当たる9人及び就労継続支援B型事業からの一般移行者数については、令和元年度の移行実績の移行実績1人の1.23倍以上に当たる2人を目標値として設定します。

また、就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。



項目		目標値	考え方
令和5年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業	28人	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（14人）の1.3倍以上（19人）に、第5期計画の未達成割合（9人）を加えた値とします。
	就労継続支援A型事業	9人	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（7人）の1.26倍以上の9人とします。
	就労継続支援B型事業	2人	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度の移行実績（1人）の1.23倍以上の2人とします。
就労定着支援事業の利用率		70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7割以上が就労定着支援を利用するものとします。
令和5年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率		70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

イ 達成に向けた取組

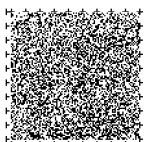
一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がいのある人の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、引き続き就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に努めます。

また、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて作成している障がい者就業施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針と整合性を図りながら、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努め、合わせて障がいのある人が地域において自立した生活を実現するための工賃の向上に努めます。

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

ア 目標の設定

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用



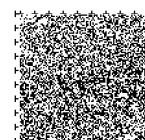
できる体制を構築することとしています。

そのほか、重症心身障がい児が地域で支援を受けられるように令和5年度末までに主に重症心身障がい者児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

国の基本指針を踏まえて、令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

なお、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築及び保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置については、国の基本指針を充足しています。

項目	目標値	考え方
令和5年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	国の基本指針で示されている児童発達支援センターの設置目標（1か所以上）について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和5年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	国の基本指針で示されている保育所等訪問支援体制の構築について、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和5年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。
令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、協議の場の活用を図ります。
令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	設置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。



イ 達成に向けた取組

令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所ずつ確保できるよう努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を設置し、その活用を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

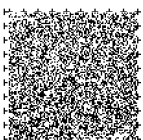
相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに障がい者基幹相談支援センターを中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とし、目標達成に向けて、「4 障害福祉サービス等の見込み (6) 相談支援体制の充実・強化のための取組」に掲げる内容に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、市の職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努め、利用者にとって適切な障害福祉サービス等が提供できているかどうか検証することを目標とします。

合わせて、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保が必要となります。

これらの目標達成に向けて、「4 障害福祉サービス等の見込み (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組」に掲げる内容に取り組みます。



4 障害福祉サービス等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス

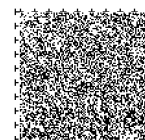
ア 訪問系サービス

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
居宅介護	居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

在宅生活を支えるサービスとして、身体障がいのある人や精神障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込むと、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられるため、利用実績をベースに、障



がいのある人のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

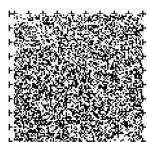
(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
居宅介護	時間/月	1,448	1,438	1,415
	実人数/月	126	128	130
重度訪問介護	時間/月	198	184	158
	実人数/月	3	3	2
同行援護	時間/月	295	282	278
	実人数/月	18	18	18
行動援護	時間/月	370	369	367
	実人数/月	35	36	37
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	実人数/月	0	0	0

(エ) 確保のための方策

障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。

また、サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実にも努め、適正な査定による支給の適正化を図ります。



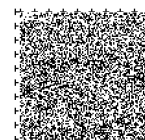
イー① 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

（ア）サービスの内容

サービスの種類	内容
生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。
就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供します。
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づかない生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整や指導・助言その他の必要な支援の提供を行います。

（イ）サービス見込量の算出の考え方

日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業者数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への



移行者数等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
生活介護	延人数/月	6,017	6,139	6,228
	実人数/月	325	332	338
自立訓練（機能訓練）	延人数/月	21	21	21
	実人数/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延人数/月	149	183	188
	実人数/月	6	7	7
就労移行支援	延人数/月	808	935	1,025
	実人数/月	46	52	57
就労継続支援（A型）	延人数/月	2,050	2,256	2,447
	実人数/月	117	128	139
就労継続支援（B型）	延人数/月	2,164	2,289	2,428
	実人数/月	134	142	150
就労定着支援	実人数/月	8	9	11

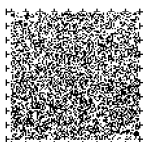
(エ) 確保のための方策

既存施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用者が利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。

イー② 日中活動系サービス（療養介護）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。



(イ) サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
療養介護	実人数/月	15	15	16

(エ) 確保のための方策

柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。

イ-③日中活動系サービス（短期入所）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

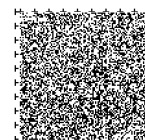
地域生活を支えるサービスとして、身体障がいのある人や知的障がいのある人を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
短期入所（福祉型）	延人数/月	358	356	360
	実人数/月	53	52	53
短期入所（医療型）	延人数/月	4	4	4
	実人数/月	1	1	1

(エ) 確保のための方策

既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重度心身障がい児者に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。



ウー① 居住系サービス（自立生活援助）

（ア）サービスの内容

サービスの種類	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。

（イ）サービス見込量の算出の考え方

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者等を勘案して見込みます。

（ウ）サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	実人数/月	1	1	1

（エ）確保のための方策

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

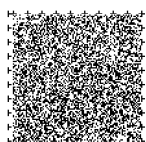
ウー② 居住系サービス（共同生活援助）

（ア）サービスの内容

サービスの種類	内容
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。

（イ）サービス見込量の算出の考え方

知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がいのある人のニーズ、施設入所や入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。



(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	実人数/月	168	180	193

(エ) 確保のための方策

グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。

また、グループホームを利用しやすい環境に整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。

ウー③ 居住系サービス（施設入所支援）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。

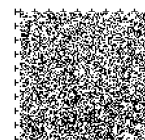
(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	実人数/月	85	84	82

(エ) 確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行に取り組んでいる一方で、地域での入所希望者は平成31年4月1日現在で112人となっています。

グループホーム等での生活が可能な人については、地域生活への移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。



(2) 指定相談支援

ア 計画相談支援

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。

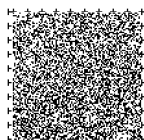
(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	実人数/月	177	185	201

(エ) 確保のための方策

計画相談支援の利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の「相談支援部会」及び「障がい者基幹相談支援センター」を通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。



イ 地域相談支援

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がいのある人や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	実人数/月	1	1	1
地域定着支援	実人数/月	1	1	1

(エ) 確保のための方策

県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

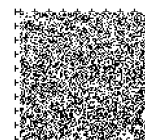
さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。

(3) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

(ア) 事業の内容

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。



(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリーを進めます。

(ウ) 確保の方策

障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めます。

イ 自発的活動支援事業

(ア) 事業の内容

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のための活動等を支援します。

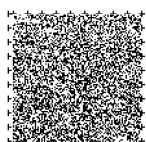
(ウ) 確保の方策

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のために実施する事業費に対して補助を行います。

ウ 相談支援事業

(ア) 事業の内容

障がいのある人の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。



(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
障がい者相談支援事業	8か所	8か所	8か所	障がいのある人が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる体制を図ります。
障がい者基幹相談支援センター	実施	実施	実施	地域における相談支援の中で中核的な機関として設置し、必要な人員を配置します。
障がい者基幹相談支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施	実施	実施	障がいのある人の支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。

(ウ) 確保の方策

障がい者支援課が地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度に設置した障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援の提供体制の機能強化を図ります。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置している専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

(ア) 事業の内容

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がいのある人の保護、支援を図ります。



(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がいのある人に対し、利用の支援を図ります。

(ウ) 確保の方策

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部会等により、制度の普及啓発活動を行います。

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の市長申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

(ア) 事業の内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	野田市社会福祉協議会が開設した成年後見支援センターの利用促進を図ります。

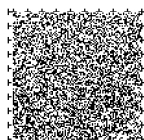
(ウ) 確保の方策

日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会が実施する成年後見支援事業について、関係機関と連携し制度の普及を図ります。

カ 意思疎通支援事業

(ア) 事業の内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業により意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人とその他の者との意思疎通支援を行います。



(イ) 事業の見込量及びその考え方 (設置者数/日、件/年)

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。
意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)派遣事業	427件	427件	427件	聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣事業を行います。
遠隔手話通訳サービス	実施	実施	実施	急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。

(ウ) 確保の方策

手話通訳者設置事業については、今後も市役所及び関宿支所に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者派遣事業についても事業を継続するとともに、急な手話通訳の依頼に対応できるよう遠隔手話通訳サービスを実施するなど聴覚障がいのある人の意思疎通支援の充実に努めます。

キ 日常生活用具給付等事業

(ア) 事業の内容

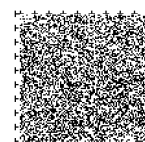
障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう用具の購入及びその取付工事に要する費用の助成を実施します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方 (件/年)

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
介護・訓練用支援用具	5件	5件	5件	地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。
自立生活支援用具	24件	24件	24件	
在宅療養等支援用具	17件	17件	17件	
情報・意思疎通支援用具	25件	25件	25件	
排泄管理支援用具	2,996件	2,996件	2,996件	
住宅改修費	2件	2件	2件	

(ウ) 確保の方策

障がいのある人のニーズに合った用具を事業の対象にできるよう情報収集



に努めるとともに、障がいのある人に対して適切な情報提供に努めます。

ク 手話奉仕員養成研修事業

(ア) 事業の内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話で意思疎通支援を行う手話奉仕員を養成します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方（養成講習終了者数）

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
手話奉仕員養成研修事業	20人	20人	20人	手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。

(ウ) 確保の方策

野田市社会福祉協議会と連携を図りながら、手話奉仕員養成研修事業を実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。

ケ 移動支援事業

(ア) 事業の内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方（延時間/年、実人数/年）

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
移動支援事業	14,410時間	14,410時間	14,410時間	外出支援により、地域での自立生活及び社会参加を促します。
	132人	132人	132人	

(ウ) 確保の方策

利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。

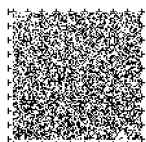
コ 地域活動支援センター機能強化事業

(ア) 事業の内容

基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。

また、基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。

a 地域活動支援センターⅠ型



精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。

b 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

c 地域活動支援センターⅢ型

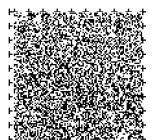
通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られているセンターが、常勤職員を配置して支援を実施します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方 (箇所数、実人数/年)

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
野田市利用分	5か所	5か所	5か所	利用者に創作的活動の機会等を提供する事業(Ⅱ型又はⅢ型)を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業(Ⅰ型)を実施します。
	150人	150人	150人	
他市町村利用分	3か所	3か所	3か所	
	11人	11人	11人	

(ウ) 確保の方策

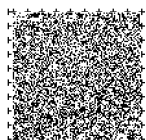
地域活動支援センターの安定した事業運営及び障がいのある人が利用できる環境の整備ができるよう支援を行います。



サ その他の事業

(ア) 事業の内容

サービスの種類		内容
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	生活訓練等事業	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	巡回支援専門員整備事業	専門職が保育所等の子どもやその親が集まる施設等を巡回し、施設のスタッフや親に対して、障がいの早期発見、早期対応のための支援を行います。
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション活動等を支援します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活を営む上で必要度の高い情報を提供します。
	奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員や点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業		自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



(イ) 事業の見込量及びその考え方 (延回/年、実人数/年)

事業名		3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方	
日常生活支援に関する事業	訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人のニーズに合った事業を実施し、福祉の増進を図ります。	
	生活訓練等事業	実施	実施	実施		
	日中一時支援事業	障がい者	5,386回	5,386回		5,386回
			109人	109人		109人
		障がい児	5,023回	5,023回		5,023回
			64人	64人		64人
巡回支援専門員整備事業	実施	実施	実施			
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業	実施	実施	実施		
	点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施		
	奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施		
	自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施		

(ウ) 確保の方策

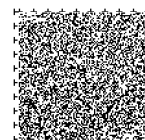
野田市社会福祉協議会等の市の契約事務手続に従い決定した事業者に委託するほか、市に指定登録を行った事業者により実施します。

巡回支援専門員整備事業については、市の作業療法士等の専門職の巡回により実施します。

(4) 発達障がい者等に対する支援

(ア) 事業の内容

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等支援プログラムの受講を通して、人材育成に努め発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。



(イ) 事業の見込量及びその考え方 (延回/年、実人数/年)

事業名	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人	発達障がい者等の早期発見・早期支援のため、発達障がい者等及びその家族等への支援体制の確保に努めます。
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	
ピアサポート活動への参加人数	1人	1人	1人	

(ウ) 確保の方策

各種の研修や講習案内のほか、県内のピアサポート活動の情報提供を行います。

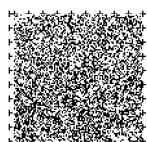
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(ア) 事業の内容

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方 (延回/年、実人数/年)

サービス等の種類	単位	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	—	3回	3回	3回	千葉県が開催する精神障害者地域移行支援協議会と共同で開催します。 過年度の実績のほか、保健、医療、福祉関係者による協議を通して利用者数を見込みます。
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	—	各1人	各1人	各1人	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	実人数/月	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	実人数/月	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	実人数/月	76人	81人	87人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	実人数/月	1人	1人	1人	



(ウ) 確保の方策

令和2年度に設置した精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場と自立支援・障がい者差別解消地域支援協議会の連携を図り、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がいのある人の地域生活への移行の推進に努めます。

なお、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を50人とし、令和5年度までの必要な見込量は、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量に包含しています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

(ア) 事業の内容

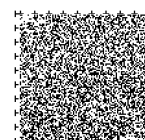
障がいのある人からの相談に応じる体制の整備に加え、個別事例における専門的な指導及び助言並びに利用者及び地域の障害福祉サービス、地域相談支援等の社会的資源の実情を把握し、特定相談支援事業所の機能の充実を図ります。

(イ) 事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人数/年）

サービス等の種類		3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施	障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。
化 地 域 の 相 談 支 援 体 制 の 強 化	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	300回	300回	300回	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	2回	2回	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	

(ウ) 確保の方策

令和2年度に設置した相談支援の中核機関である障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援に関して指導的役割を果たすとともに、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援等重層的な相談支援体制が円滑に機能するよう検証及び評価を実施し、適切な見直しと必要な支援を行います。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(ア) 事業の内容

障害福祉サービスの多様化に加え、多くの事業者が参入していることから、利用者が必要とする障害福祉サービスを提供するため、市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための各種研修の活用や、適正な運営を行う事業者を確保することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

(イ) 事業の見込量及びその考え方（延回/年、実人数/年）

サービス等の種類	3年度	4年度	5年度	実施に関する考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	千葉県が実施する各種研修への参加を促進します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	請求の過誤をなくすための取組を実施します。

(ウ) 確保の方策

市職員が各種研修に参加しやすい体制及び適正な運営を行う事業者を確保するため障害福祉サービス事業所への実地指導等を実施する職員体制の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を活用し、請求の過誤等をなくすための事例検証を行うなど情報共有を図ります。



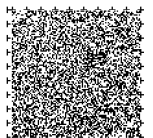
(8) 障がい児支援（第2期野田市障がい児福祉計画）

ア サービスの内容

サービスの種類		内容
障がい児相談支援		<p>○障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障がい児支援利用援助 支給決定された障がい児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障がい児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。</p>
通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援		重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

イ サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障がい児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の



数と実績値の推移を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

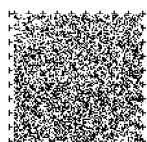
サービスの種類		単位	3年度	4年度	5年度
障害児通所支援	児童発達支援	延人数/月	1,773	1,965	2,156
		実人数/月	192	216	240
	医療型児童発達支援	延人数/月	8	8	8
		実人数/月	1	1	1
	放課後等デイサービス	延人数/月	4,371	4,788	5,189
		実人数/月	338	367	395
	保育所等訪問支援	延人数/月	9	11	12
		実人数/月	8	9	10
居宅訪問型児童発達支援	延人数/月	8	8	8	
	実人数/月	1	1	1	
障害児相談支援	実人数/月	142	153	164	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数/月	1	1	1	

エ 確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスは、障がい児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。

なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県とともに支援内容の質の維持向上に努めます。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。



5 計画の推進に向けて

(1) 地域ネットワークの構築

障がいのある人の地域移行や就労支援を進めるには、公的サービスに加え、障がいのある人を地域で支えることが必要です。

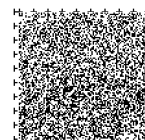
このため、本市の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用し、福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がいのある人への支援体制の整備を推進します。

(2) 計画の達成状況の点検及び評価の方法

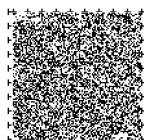
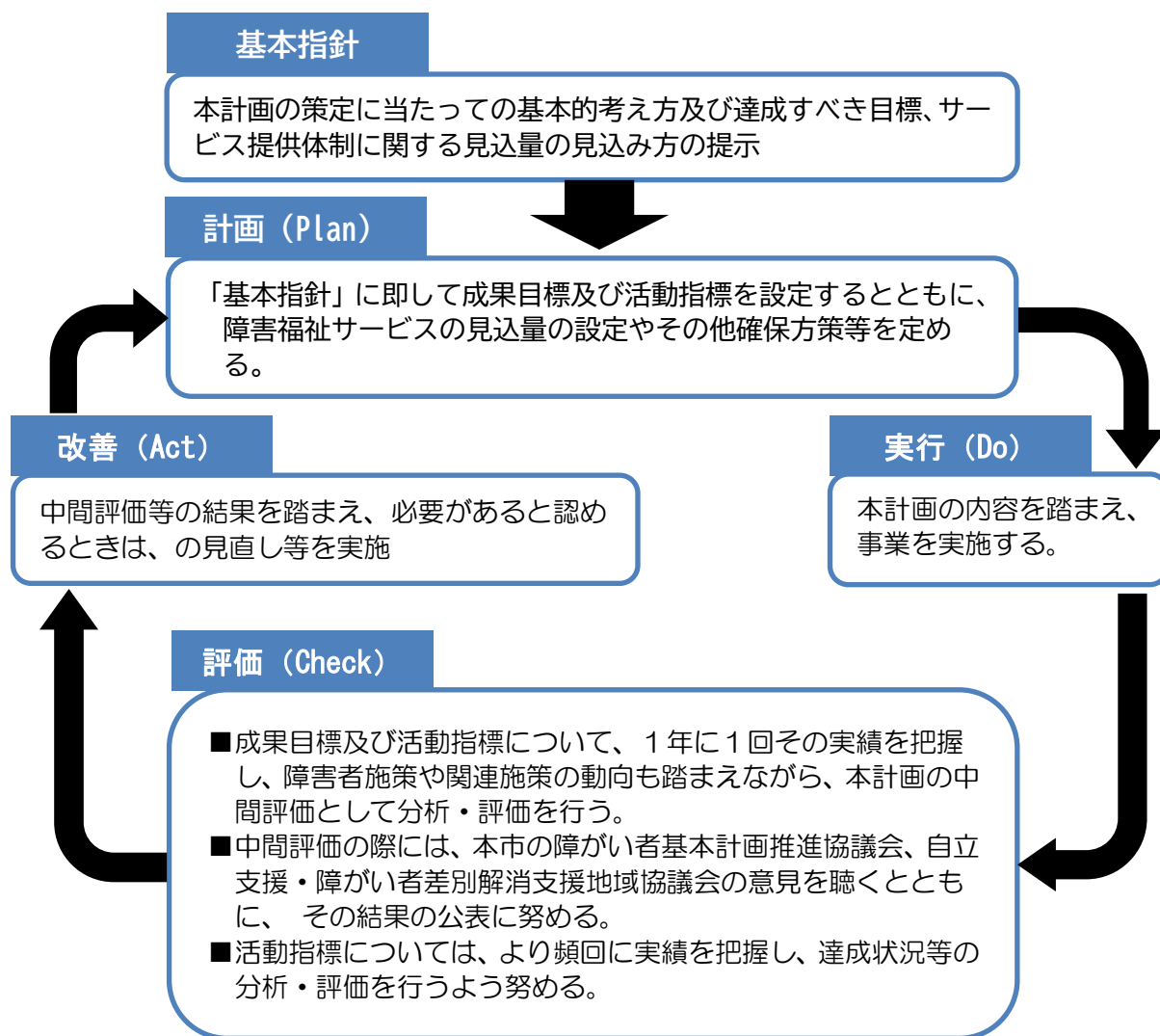
本計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとし、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセス (PDCA サイクル) の順に実施します。

本計画の事業の進捗状況、成果目標及びその活動指標について、1年に1回はその実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

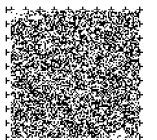
また、中間評価の際には、本市の障がい者基本計画推進協議会及び自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。



本計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料編



野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例

平成 11 年 3 月 26 日

野田市条例第 6 号

(設置)

第 1 条 本市は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の趣旨にのっとり、障がい者の基本計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者の基本計画に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、野田市障がい者基本計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 22 条例 27・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査審議し、答申する。

2 協議会は、必要に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(平 22 条例 27・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

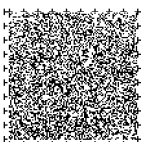
- (1) 障がい者団体を代表する者
- (2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 中核地域生活支援センターを代表する者
- (4) 障がい者支援事業所を代表する者
- (5) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (6) 精神保健医療福祉の知識を有する者
- (7) 民生委員児童委員を代表する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 関係教育機関の職員
- (10) 公募に応じた市民
- (11) その他市長が必要と認めた者

(平 18 条例 33・平 22 条例 27・平 24 条例 18・令元条例 13・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。



(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日野田市条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

5 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市障害者基本計画推進協議会の委員の任期は、第14条の規定による改正後の野田市障害者基本計画推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

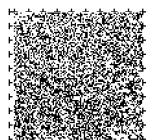
附 則(平成22年9月30日野田市条例第27号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、



当該各号に定める日から施行する。

(1)から(7)まで 略

(8) 第4条、第5条、第17条及び第19条の規定 平成25年7月1日

附 則(令和元年9月25日野田市条例第13号抄)

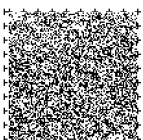
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。

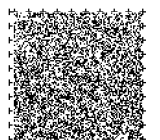
3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長(以下「会長等」という。)として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。



野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿

(令和元年7月1日～令和3年6月30日)

番号	氏名	選出区分	備考
1	池田 実代	障がい者団体を代表する者	
2	上木 昭	障がい者団体を代表する者	
3	加藤 満子	障がい者団体を代表する者	
4	熊沢 英也	障がい者団体を代表する者	
5	逆井 一	障がい者団体を代表する者	
6	鈴木 良造	障がい者団体を代表する者	
7	渡辺 隆	社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者	会長
8	清本 健二郎	中核地域生活支援センターを代表する者	
9	高峰 啓三	障がい者支援事業所を代表する者	
10	野村 祐一	障がい者支援事業所を代表する者	
11	谷口 勲	一般社団法人野田市医師会を代表する者	副会長
12	小林 修	精神保健医療福祉の知識を有する者	
13	渡辺 邦夫	民生委員児童委員を代表する者	
14	栗山 潤一	関係行政機関の職員	
15	松本 良二	関係行政機関の職員	
16	新井 嘉代子	関係教育機関の職員	
17	松浦 雅子	関係教育機関の職員	
18	岩井 重子	公募に応じた市民	
19	名代 千代子	公募に応じた市民	



第6期野田市障がい福祉計画

第2期野田市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 野田市
編集 野田市 保健福祉部 障がい者支援課
〒278-8550
千葉県野田市鶴奉7番地の1
TEL 04-7125-1111 FAX 04-7123-1095

本書には、携帯電話対応2次元バーコード「音声コード (Uni-Voice)」を添付しております。音声コード対応の携帯電話などで読み込むことで、音声コード内に収められた情報を音声で読み上げたり、テキストにて表示することができます。

